

## 社会福祉法人美濃市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (勤務実態の定義)

第3条 役員等の報酬等については、勤務実態に即して支給することとし、勤務実態とは本会の業務を行うために、次の各号に掲げる必要な事項をいう。

- (1) 事業に係る打合せ、進捗状況の把握に関する業務
- (2) 文書及び会計帳簿の決裁に関する業務
- (3) 理事会、評議員会及び専門部会への出席
- (4) 本会が主催する前号以外の会議、行事等への出席
- (5) 会計監査に関する業務
- (6) その他業務遂行に必要と会長が認める業務

### (報酬の算定方法)

第4条 会長に対する報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 会長以外の役員等に対する報酬の額は、別表2による業務区分及び回数に応じて支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員等に対する費用弁償は、第3条に規定する法人業務を行うために必要な出張をしたときは、本会旅費規程に基づき旅費を支払うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この規程第4条の適用開始年月日は、会長が理事会に諮問したのち、評議員会の決議を経てから定める。

規程第4条第1項の規定の施行期日は、平成29年7月1日とする。

規程第4条第2項の規定の施行期日は、令和元年7月1日とする。

別表1 会長の報酬

役職	業務区分	報酬額
会 長	第3条第1号から第6号に掲げる業務	月額50,000円

別表2 理事(会長を除く)・監事の報酬

役職	業務区分	報酬の額
理 事 監 事	第3条第1号から第2号に掲げる業務	2,500円/回
	第3条第3号から第5号に掲げる業務	2,500円/回
	第3条第6号に掲げる業務	2,500円/回